

様式第17号（その2）（第36条関係）

第 号  
年 月 日

様

野田市長



命 令 書

製造所等の設置場所  
製造所の種別  
貯蔵所・取扱所の区分  
設置許可年月日及び許可番号

上記製造所等は、と認めるので、消防法第 条 の  
規定により下記のとおり命令する。

なお、本命令に従わない場合は、消防法の規定により処罰されることがあ  
る。

記

- 1 命令事項
- 2 命令の理由

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、行政不服審査法の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、野田市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、行政事件訴訟法の定めるところ

により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、野田市を被告として（訴訟において野田市を代表する者は野田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期日が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。